

Information

04

宿泊農業体験の受け入れ農家を募集

市グリーン・ツーリズム推進協議会は、本年4、5月に予定している中学校ファームステイの受け入れ農家を募集します。



【受け入れ人数】1戸あたり3〜5人程度  
 【受け入れ料金】1泊2日、1人当たり7千円  
 【申し込み方法】電話  
 【申し込み期限】3月10日(金)  
 【申し込み・問い合わせ】市グリーン・ツーリズム推進協議会事務局(産業経済部商業観光課内)  
 ☎0220(34)2734

会員募集

市グリーン・ツーリズム推進協議会は、会員を募集しています。会員登録するとファームステイの優先受け入れ農家となります。  
 【年会費】1000円

■ファームステイ受け入れ日程

学校	日程
宮城県亘理町立 達隈中学校	4月25日(火)
	26日(水)
宮城県岩沼市立 岩沼中学校	5月10日(水)
	11日(木)
	1泊2日

Information

06

水道事業所から

市上下水道事業運営審議会委員を募集します

上下水道事業の重要事項を協議する、運営審議会の委員を募集します。

【募集人員】3人  
 【資格】①20歳以上で市内に住んでいる②水道事業に関心があり、意見を述べられる③市職員および市議会議員でない  
 【任期】委嘱の日から2年間  
 【役割】水道事業管理者からの諮問に応じ、上下水道事業に関する重要事項を協議します  
 【会議回数】1年間に3回程度  
 【応募方法】次の事項を記載した「応募申込書」と「作文」を持ってまたは郵送で、水道事業所水道管理課(市役所登米庁舎1階)に提出してください①住所・氏名・性別・電話番号・生年月日②職業・勤務先③経歴(職歴・学歴など参考となる事項)④応募動機など

※応募申込書は任意様式。作文は「水道事業について」と題し、400字程度にまとめてください(用紙は市販の原稿用紙などを)使用ください

※応募書類は返却しません  
 【応募期間】2月27日(月)から3月17日(金)まで(必着)  
 【選考結果】応募者全員に通知します  
 【申し込み・問い合わせ】水道事業所水道管理課  
 〒987-0702 登米市登米町寺池目子待井381番地1  
 ☎0220(52)3313

水道の使用開始・休止は3日前までにご連絡を

3〜5月は、転勤などによる引っ越しや育苗用ビニールハウスへの給水など、水道の使用開始や休止の申し込みが多くなります。当日申し込みの場合、対応できない場合がありますので、希望日の3日前までに電話連絡ください。申し込みの際には、次の事項についてお知らせください①お客さま番号(水道使用水量のお知らせ)などで確認してください②住所(アパート名・部屋番号)、氏名、電話番号③開始・休止の日④引っ越し

Information

05

自動販売機設置者を募集



左記施設への自動販売機設置者を募集します。希望する場合は、次によりお申し込みください。

【販売機の種類】清涼飲料水(酒類を除く)の自動販売機(災害救援対応型)

設置場所	台数
東和総合支所、米山総合支所、津山総合支所、消防署北出張所、消防署東出張所、消防署津山出張所、中田B & G海洋センター	各1台
登米市役所南方庁舎、登米総合支所	各2台
競争入札	各1台

【設置期間】①公募：平成29年4月1日から平成31年3月31日②競争入札：平成29年4月1日から平成32年3月31日

し先の住所、電話番号⑤料金の支払い方法(口座振替または納入通知書による支払い)

水道料金の支払いは便利で確実な口座振替を

①口座振替日は毎月5・15・25日のいずれか②口座振替日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日  
 【申し込み・問い合わせ】市水道お客様センター  
 ☎0120(023)1511

水道の応援団も随時募集

市水道事業について理解を深め、取り組みに協力いただける水道応援団「水道ブースター」を随時募集しています。詳しくは、水道事業所ホームページをご覧ください。

は、ル応こは、ポル開と名  
 とーボをの プールにこび  
 ーターマンは、ポんにこび  
 スケッチファスは、ポんにこび  
 ブースドす指市ケ合れてこま  
 プバナ援と登バの催かを

Information

07

「消しましよその火  
その時 その場所で」

(※クリーンセンターは、平成29年4月1日から平成31年9月30日)  
 【設置料金】①公募：売上高に8割または8・64割を乗じて得た金額②競争入札：落札金額(※自動販売機の設置に係る電気料は、設置者の負担となります)

【応募手続き】必要書類(要領、仕様書など)を総務部総務課(市役所迫庁舎2階)で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、募集内容を確認の上、参加申込書類をご提出ください。複数者が複数となった場合は、抽選で設置者を決定します  
 【募集期間】2月20日(月)から3月6日(月)まで  
 【入札・抽選日】3月14日(火)  
 【提出先・問い合わせ】総務部総務課(財産係)  
 ☎0220(22)2091

【販売機の種類】清涼飲料水(酒類を除く)の自動販売機

【設置場所】  
 競争入札 登米市役所迫庁舎、クリーンセンター

【設置期間】①公募：平成29年4月1日から平成31年3月31日②競争入札：平成29年4月1日から平成32年3月31日

都市公園への設置希望者も募集

【設置場所・台数】中江中央公園および秋洗公園 各1台  
 【設置期間】平成29年4月1日から平成31年3月31日(2年)  
 【設置料金】各設置場所の貸付料は仕様書をご確認ください  
 ※自動販売機の設置に係る電気料は、設置者の負担となります  
 【応募手続き】必要書類(要領、仕様書など)を建設部住宅都市整備課(市役所中田庁舎2階)で受け取るか、市ホームページからダウンロードし、募集内容を確認の上、参加申込書類をご提出ください。複数者の施設への設置を申し込み場合は、施設ごとに参加申込関係書類をご提出ください  
 ※公募設置希望者が複数となった場合は、抽選で設置者を決定します  
 【募集期間】2月20日(月)から3月10日(金)まで※郵送不可  
 【入札・抽選日】3月17日(金)  
 【提出先・問い合わせ】建設部住宅都市整備課(都市整備係)  
 ☎0220(34)2316

平成29年春季火災予防運動が3月1日から7日まで全国一斉に実施されます。

市消防本部と市消防署では、次の3項目を重点目標に、火災予防運動を実施しますの

- ①住宅防火対策の推進
- ②林野火災予防対策の推進
- ③車両火災に対する防火安全対策の徹底



「住宅防火 命を守る七つのポイント」  
 【三つの習慣】  
 ①寝たばこは絶対やめる  
 ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する  
 ③ガスこんろなどのそばを離

れるときは、必ず火を消す  
 【四つの対策】  
 ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する  
 ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する  
 ③火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器を設置する  
 ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制を作る  
 住警器が古くなってきたら  
 新築住宅への住宅用火災警報器設置義務化から、10年以上が経過したものは、電子部品などが劣化していることも考えられるので、本体の交換をお勧めします。  
 住警器は燃やさないごみへ  
 廃棄の際は、住宅用火災警報器から電池を取り外してください。リチウム電池は、販売店の回収箱へ、本体は燃やさないごみとして処理してください。  
 【問い合わせ】消防本部予防課(予防建築係)  
 ☎0220(22)1900